

平成30年第2回美祢市議会臨時会会議録

平成30年5月22日（火曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長補佐	大塚享
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	地方創生監	藤澤由文
市民福祉部長	大野義昭	建設農林部長	志賀雅彦
観光商工部長	西田良平	総務部総務課長	佐々木昭治
総務部財政課長	竹内正夫	総務部税務課長	池田正義
市民福祉部市民課長	中嶋一彦	市民福祉部地域福祉課長	内藤賢治
教育長	岡崎堅次	病院事業管理者	高橋睦夫
上下水道事業管理者	波佐間敏	代表監査委員	重村暢之
美東総合支所長	東城泰典	秋芳総合支所長	鮎川弘子
消防長	松永潤	教育委員会事務局長	金子彰
病院事業局管理部長	安村芳武	上下水道局長	杉原功一
上下水道局施設課長	岡田健二	会計管理者	細田清治

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 60号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）

日程第 4 議案第 61号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）

日程第 5 議案第 62号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第 6 議案第 63号 平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 議案第 64号 美祢市教育委員会委員の任命について

日程第 8 常任委員会委員の選任について

日程第 9 議会運営委員会委員の選任について

日程第10 議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の氏名報告について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。ただいまから、平成30年第2回美祢市議会臨時会を開会いたします。

議事に入ります前に、このたび、中国市議会議長会及び山口県市議会議長会より表彰がございました。表彰状並びに記念品は、先般伝達いたしました。被表彰者のお名前を事務局から報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告申し上げます。中国市議会議長会表彰、特別表彰、議員12年以上、山中佳子議員。山口県市議会議長会表彰、特別表彰、議員12年以上、下井克己議員。

以上、御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 続きまして、4月の人事異動により職員の異動がありました。この際、執行部より紹介がございますので、よろしく願いいたします。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私から4月1日付けで異動のありました、本日出席の職員を御紹介させていただきます。

まず、議長席向かって左側2列目でございます。総合政策部地方創生監の藤澤由文でございます。

次に、議長席向かって右側2列目でございます。上下水道局次長兼施設課長の岡田健二でございます。

最後に、監査委員事務局長の岡崎基代でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒山光広君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは、議案第60号から議案第64号までの5件及び事務局からは、会議予定表でございます。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山中佳子議員、岩本明央議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

この際、西岡市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、本庁舎整備に関する御報告をさせていただきます。

美祢市本庁舎は、昭和34年の建設から58年が経過しております。老朽化の進行、耐震性への不安、建物の狭隘化、また、庁舎の分散などにより市民の安全・安心の確保、利便性の向上を図ることが困難な状況になっていると考えております。

このことから、昨年度から本庁舎整備の検討に着手し、昨年6月に市議会議員、有識者各種団体の役職員、公募委員の20名で構成される美祢市本庁舎整備検討委員会に、本庁舎の整備に係る基本的な構想について諮問をしていたところであります。

同委員会におかれましては、7回にわたって熱心に、また、慎重に審議を重ねて基本構想案を取りまとめられ、5月15日に同委員会の内田会長及び杉本副会長から答申をいただいたところであります。

今後、この答申を十分踏まえた上で早急に基本構想を策定し、次の段階である基本設計の策定に取りかかりたいと考えております。

基本計画については、市議会の御意見、市民の御意見を広く反映させて、策定してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくをお願いいたします。

す。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、市長からですね、本庁舎建てかえの答申について報告あったわけではありますが、最後にですね、市長から、早急に基本計画、あるいは基本設計を進めたいと、こういうことでありました。

さらっと聞き流せばそれまでなんですが。ということは、早急に基本計画、基本設計を取りかかるといことになりますと、市長の考え方をもう少しですね、詳しく御説明いただきたいと思うんですね。

いわゆる総合計画の整合性の問題から財政計画等含めて、いつ頃に基本計画をおつくりになるのか。あるいは基本設計、いつ頃からとりかかれるのか、もう少し御説明をいただいたらと思うわけではありますが、よろしく願いをいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問でございます。

先ほど、私が基本設計と申しました。訂正させていただきたいと思います。基本計画でございます。計画でございます。その前段階として——その前段階として基本構想、そして基本計画でございます。

済みません。ここを私が、基本設計と申したというふうに思っております。そこで、この秋口までに……秋頃に基本構想を策定をいたしまして、それより先に早急に基本計画を策定してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） じゃあ基本設計というのは訂正ですか。そりゃ、議長のほうに言うじゃないと、あれじゃが。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） はい、済みません。先ほど申しましたけれども、基本構想を策定し、そのうち早急に基本計画を策定させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 設計じゃないということではわかりましたが、もう1点お尋

ねしたのは総合計画、既にある今の総合計画との整合性。

何かの機会で市長にも申し上げたようにですね、もう庁舎建てかえをお考えであったならば、当然、就任と同時に総合計画そのものを変更される手続きが行政上、必要であったと私は思うんですね。その今の整合性についてお尋ねしたんですが、お答えがいただけなかったんですが、もしあれやったらお答えいただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 時間がかかるようですから。私は市長にお尋ねしたんですが、結構でございます。一般質問で6月議会にやらさせていただきます。

○議長（荒山光広君） 答弁はよろしいですか。

○14番（竹岡昌治君） はい。

○議長（荒山光広君） いいそうです。また、一般質問等でやられるそうでございますので。この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 日程第3、議案第60号から日程第7、議案第64号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成30年第2回美祢市議会臨時会に提出いたしました議案5件について、御説明を申し上げます。

議案第60号は、美祢市税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

このたび、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年3月31日にそれぞれ公布され、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、固定資産税においては、土地の負担調整措置に係る従来の仕組みを3年間延長するとともに、課税標準の特例については、出力が1万キロワット以上のバイオマス発電設備等5件について、地方税法附則第15条の該当各項に定めのある特例の割合を、一定の範囲内で条例により定めることとされていること

から、当該各項に定めのある参酌基準の割合を適用するものであります。

さらに、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減可能とする3年間の時限的な特別措置が創設されたことから、事業者の生産性と収益性の向上が見込めるためゼロを適用するものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第61号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、議案第60号同様、地方税法関係政令及び関係省令が平成30年4月1日から改正されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、美祢市税条例で定めた固定資産税と同様に、都市計画税においても土地の負担調整措置に係る従来の仕組みを3年間延長するものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第62号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分の承認についてであります。

これは、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税のうち、基礎課税額の限度額を54万円から58万円に改正するほか、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡大を目的とした、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第63号は、平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）であります。

これは、平成29年度の住宅資金貸付事業特別会計において、住宅資金貸付金の

償還金の未納により、2,647万8,000円の歳入不足が見込まれることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、これを繰上充用するため、平成30年度予算の補正を行うものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,647万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,799万3,000円とするものであります。

議案第64号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

これは、美祢市教育委員会委員の前田耕次氏が平成30年5月21日をもって任期満了となりましたことから、後任として、刀禰信子氏を美祢市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は平成30年5月22日から平成34年5月21日までの4年間であります。

以上、提出いたしました議案5件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第3、議案第60号専決処分の承認について（美祢市市税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 参考資料の——参考資料の4ページなんですけど、この改正案の部分なんですけど、上から5行目からなんですけど、特別徴収義務者とあるのは……うんぬんと年金所得者に係る仮特別徴収限度額とか、それから、その下の法人の市民税の申告納付とかありますが、これは市民や法人等の関係者には、負担はどのように変わるのでしょいかお尋ねいたします。負担があるのかないのか、変更があるのかお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 池田税務課長。

○総務部税務課長（池田正義君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

まず、参考資料の4ページの上の特別徴収義務に係るものにつきましては、徴税法の改正に伴う文言の追加でございまして、新たに特別徴収制度が変わるというものではございません。

その下の48条につきましては、こちらは、いわゆる外国に子会社がある場合に、



その子会社が租税回避地——タックスヘイブンという言葉をお聞きになられたと思います——なられたことがあるかと思いますが、その租税回避地に会社を設立した場合に今まで税金がかからなかったということで、不当な軽減を改正するために創設された条項でございまして、そういう会社があればですね、当然、税額がふえるということにはなります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第60号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第61号専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第61号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第62号専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税の一部改正について）の質疑を行います。質疑はありますか。三好議員。

○8番（三好睦子君） このたびの改正は、基礎課税額の限度額が54万円から58万円になったのですが、これは対象者っていうか、どの程度……はっきりした数字わからないと思いますが、影響がどの程度出るのかお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 中嶋市民課長。

○市民福祉部市民課長（中嶋一彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

結論から申しますと、ただいまの御質問で、影響がどの程度出るのでしょうかという御質問でございますが、現時点では影響についてははっきり把握しておりませんが、このたびの改正につきましては、まず、昨年度までの軽減が受けられなかった低所得世帯のうち、一部の世帯には軽減が及ぶということになりまして、軽減世帯の範囲が拡大されております。

また、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、こちらの課税額、課税限度額を拡大するということもございますけれども、こちらのほうは、先ほど申しました低所得世帯以外の世帯につきまして、課税限度額を拡大するというので、この方々には、もう少し御負担していただくというような改正になっております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第62号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。  
三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案には賛成をいたします。

その理由ですが、今回の改正により低所得者5割軽減、また2割軽減の対象となる世帯が、限度額軽減判定所得の引き上げということなんで、軽減をする世帯が広がったということで賛成いたしますが、その分、中間層から——先ほど54万から58万になったということは中間層、その今の5割2割軽減に値しない方たちの国保税が上がるということなんです。今回は低所得者に大幅な対象が——大幅かどうか分かりませんね。対象が広がっていくということで賛成いたしますが、その反面、54から58万円と上がっていくと、これには負担がありますが、こうした負担のことについて、国保世帯の中でやりくりをするのではなく、国庫支出金の増額を求めていくべきではないかと思っております。

国の政策として、市民——市民間を低所得者の方とか、それから、ある程度所得がある方とかの対立を煽ったり、またここではないんですが、若い人たちと高齢者との間の市民間の国民の中の対立を煽るというような、そんな政策もうかがえるようで、そうしたことが、国庫支出金を少なくしていくって、そこに、もうちょっと何かひっかかるようなんですが。国庫支出金を増額していただくように、国のほうへまとめていくべきだと思って、そこ強くお願いいたしまして意見とします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第63号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第64号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第64号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

刀禰信子さんの御入場をお願いいたします。

〔教育委員会委員 刀禰信子君 入場〕

○議長（荒山光広君） 刀禰信子さんには、ただいま議会におきまして、美祢市教育委員会委員の任命について同意されましたので、本席からお知らせいたします。

この際、刀禰さんより御挨拶の申し出がございますので、よろしく願いいたします。

○教育委員会委員（刀禰信子君） 教育委員に任命されました刀禰信子と申します。

微力ではございますが、美祢市の教育の充実と発展のために精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） ありがとうございます。

それでは、刀禰さんには御退場をお願いいたします。

〔教育委員会委員 刀禰信子君 退場〕

○議長（荒山光広君） この際、暫時休憩いたします。この間に総務民生委員会の開催をお願いいたします。

午前10時31分休憩

-----  
午前11時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第6、議案第63号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、先ほど開催いたしました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第63号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、委員1名の欠席のもと審査いたしましたところ、質疑、意見はなく、全会一致で可決いたしました。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、総務民生委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第6、議案第63号平成30年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

議員の皆さんは会派代表者会議、その後、議員全員協議会を開催いたしますので、第1第2会議室にお集まりください。

午前11時02分休憩

-----  
午後 2時15分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。議長、副議長につきましては、続投することとなりましたので御協力をよろしくお願いいたします。

日程第8、常任委員会委員の選任についてから、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の氏名報告についてを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長の指名により、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員を選任いたしました。

また、各委員会におきまして、それぞれ正副委員長が互選されておりますので、事務局より併せて報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） それでは御報告申し上げます。

総務民生委員会、委員長、末永義美議員、副委員長、高木法生議員、委員、竹岡

昌治議員、安富法明委員、山中佳子議員、三好睦子議員、岡山隆議員、杉山武志議員。

教育経済委員会、委員長、戎屋昭彦議員、副委員長、下井克己議員、委員、徳並伍朗議員、秋山哲朗議員、岩本明央議員、秋枝秀稔議員、猶野智和議員。

予算決算委員会、委員長、猶野智和議員、副委員長、下井克己議員、委員、竹岡昌治議員、徳並伍朗議員、秋山哲朗議員、安富法明議員、岩本明央議員、山中佳子議員、三好睦子議員、高木法生議員、岡山隆議員、秋枝秀稔議員、戎屋昭彦議員、杉山武志議員、末永義美議員。

議会運営委員会、委員長、高木法生議員、副委員長、三好睦子議員、委員、安富法明議員、下井克己議員、岡山隆議員、猶野智和議員、戎屋昭彦議員、末永義美議員。

以上で御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） この際申し上げます。ただいま各常任委員会委員の報告がありました。議長は美祢市議会委員会条例第2条第2項の規定により、常任委員会の委員とならないことを申し添えます。

以上で、日程第8、常任委員会委員の選任についてから、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の氏名報告についてを終わります。

この際、各委員会の正・副委員長の御挨拶をお願いいたします。

まず、議会運営委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

○議会運営委員長（高木法生君） このたび、議会運営委員会の委員長の選任を受けました高木法生、そして副委員長の三好睦子であります。

大変重責であると考えておるところでございます。円滑な議会運営に尽力したいと思っております。どうか、議員の皆様、そして、執行部の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員会の正・副委員長、どうぞお願いいたします。

○総務民生委員長（末永義美君） 議員一期4年の後半の総務民生委員会委員長を拝命しました末永でございます。

より、この美祢市のために、美祢市民の生活のために、公正公平な開かれた委員会であることを肝に銘じて、執行部の各位の皆様、そして、委員各位の皆様のお力

をお借りして、よりよい委員会運営に尽力を申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） 続いて、教育経済委員会の正・副委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育経済委員長（戎屋昭彦君） 先ほどの議員全員協議会のほうで、教育経済委員会の委員長に選任されました戎屋昭彦と副委員長の下井克己議員でございます。

私としましてはこの2年間、総務民生委員会の委員長として一生懸命頑張ってきた力を糧にしまして、よりよい教育経済の発展ために、議員の皆様方並びに執行部の皆さん方と一生懸命努めてまいりますので、副委員長並びに委員長のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員会の正・副委員長どうぞお願ひいたします。

○予算決算委員長（猶野智和君） 予算決算委員会の委員長を務めさせていただくことになりました猶野智和と下井克己副委員長でございます。

また2人で、スムーズな議事進行を努めたいと思ひますので、ぜひとも御協力のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（荒山光広君） 以上をもって、議会運営委員会並びに常任委員会の正・副委員長の挨拶を終わります。

お諮りいたします。地方自治法第109条第8項の規定により、議会運営委員会 は閉会中におきましても、地方自治法第109条第3項に掲げる事項に関する調査を行い議案、請願等を審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会は閉会中におきましても、地方自治法第109条第3項の規程に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、平成30年第2回美祢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時15分散会



---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年5月22日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃